

3時間帯別電灯（eタイム^{スリ}3）〔Sプラン〕

（選択約款）

2024年1月1日実施

北海道電力株式会社

3 時間帯別電灯（eタイム³）〔Sプラン〕

I 本 則

1 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、4（時間帯区分）に定める朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、契約容量が6キロボルトアンペア以下で、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の3時間帯別電灯〔Sプラン〕（2023年6月1日実施。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

3 契 約 容 量

契約容量は、原則として実施細目2（契約容量）にもとづき定めます。

4 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 午後時間

毎日午後1時から午後6時までの時間をいいます。

(2) 朝晩時間

午後時間および夜間時間以外の時間をいいます。

(3) 夜間時間

毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間をいいます。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネ

ルギー発電促進賦課金の合計から、(3)のSプラン割引額を差し引いたものとしたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、標準約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、標準約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、標準約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としたします。

1 契約につき	3,652円00銭
---------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 午後時間

1キロワット時につき	50円84銭
------------	--------

ロ 朝晩時間

1キロワット時につき	43円43銭
------------	--------

ハ 夜間時間

1キロワット時につき	26円36銭
------------	--------

(3) Sプラン割引額

Sプラン割引額は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の

Sプラン割引額は、(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計といたします。

1 契約につき	880 円 00 銭
---------	------------

6 使用電力量の算定

料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが需給契約を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

7 その他

- (1) 当社は、標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。
ただし、Sプラン割引額（契約容量を変更したことのみにより料金を日割りする場合のSプラン割引額を除きます。）の日割計算は、基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。
- (2) その他の事項については、標準約款によるものといたします。
- (3) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 適用範囲

「朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

2 契約容量

- (1) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、標準約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (2) お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流または電流を制限する計量器により制限される電流にもとづき次の算式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流(アンペア)または電流を制限する計量器により制限される電流(アンペア)} \times 100 \text{ ボルト}}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、最大電流 5 アンペア、最大電流 10 アンペア、最大電流 15 アンペア、最大電流 20 アンペア、最大電流 30 アンペア、最大電流 40 アンペア、最大電流 50 アンペアまたは最大電流 60 アンペアの電流制限器をいいます。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、2024年1月1日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、本則4（時間帯区分）に定める朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、契約容量が6キロボルトアンペア以下で、お客さまがこの選択約款の適用を受けることを希望され、当社との協議が整った場合で、かつ、2017年4月1日の際現に供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用されるときには、本則1（適用範囲）にかかわらず、この選択約款を適用いたします。ただし、2017年4月1日以降に引込線等の供給設備を撤去した場合を除きます。

3 この選択約款の実施にともなう切替措置

料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。

- (1) 2024年1月の料金に係る計量期間等の終期までは、旧選択約款を適用いたします。ただし、旧選択約款本則9（解約等）(1)ロ、ハおよびニは適用いたしません。また、当社との需給契約によって支払いを要することとなった料金（支払期日を経過してなお支払われない料金に限ります。）および料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他当社との需給契約から生じる金銭債務をいいます。）を支払われない場合は、標準約款37（解約等）に準ずるものといたします。

また、旧選択約款の適用を受けている間、標準約款とあわせて適用いたしません。

- (2) 2024年2月の料金に係る計量期間等の始期以降は、標準約款とあわせてこの選択約款を適用いたします。